

事 務 連 絡
令和4年12月19日

公益社団法人全国学習塾協会 御中

経済産業省商務・サービスグループ
サービス政策課 教育産業室

大学入学者選抜における不正行為防止に係る周知について（周知依頼）

経済産業行政の推進について、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年度大学入学共通テストにおいて、受験生が電子機器類を用いて試験問題を外部へ送信して解答を依頼し、大学生が不正行為と知らずに解答を返信する事案が発生しました。

本件に関連し、別添のとおり、文部科学省より受験生を指導する者等として学習塾の業務に従事する者が、入学者選抜の公平性・公正性を損なう不正行為に関与することがないように、注意喚起の要請がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に対して、別添の内容を周知いただくようお願い申し上げます。

（担当連絡先）

経済産業省商務・サービスグループ
サービス政策課 教育産業室
五十棲・柴田
TEL：03-3580-3922

経済産業省
商務・サービスグループサービス政策課長 殿

文部科学省高等教育局大学教育・入試課長
古 田 和 之

大学入学者選抜における不正行為防止に係る周知について（依頼）

令和 4 年度大学入学共通テストにおいて、受験生が電子機器類を用いて試験問題を外部へ送信して解答を依頼し、大学生が不正行為と知らずに解答を返信する事案が発生しました。

ついては、下記の事項について、貴省より関係各所へ依頼してくださるよう、御協力をよろしくお願いします。

なお、各国公私立大学に対しては、学生が不正行為に関与することがないように注意喚起すること、高等学校等設置者に対しては、受験生に募集要項等を十分に確認するよう注意喚起すること、予備校関係者に対しては、受験生を指導する者等が不正行為に関与することがないように注意喚起すること及び受験生に募集要項等を十分に確認するよう注意喚起することを、それぞれ依頼していますことを申し添えます。

記

1. 受験生を指導する者等に対する注意喚起について

受験生を指導する者等として学習塾の業務に従事する者が、入学者選抜の公平性・公正性を損なう不正行為に関与することがないように、別紙を学習塾内に掲示すること等により、注意喚起すること。

2. 受験生に対する注意喚起について

不正行為の取扱いを含め、入試に必要な事項が記載された募集要項等を十分に確認することなどについて、必要に応じて大学入試センターが大学入学共通テストの志願者に送付したリーフレットを活用すること等により、受験生に対して注意喚起すること。

（参考）

○令和 5 年度大学入学共通テスト 志願者向けリーフレット



https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?d=31&f=abm00003252.pdf&n=22_%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88.pdf

【本件担当】

高等教育局大学教育・入試課大学入試室
入試第二係 福田、勝原、川嶋
TEL：03-5253-4111（内線 2495）
E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

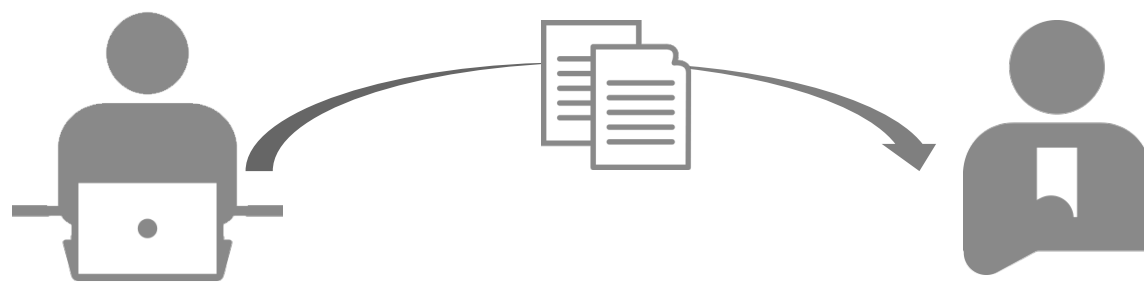
大学入学者選抜における 不正行為にご注意ください！ ～あなたも関与するかもしれません～

不正行為に関与してしまう例

- ・ 時間内に解答を返信してほしいなどの依頼に応じる
- ・ SNS、匿名掲示板等に投稿された問題に解答する など

特に注意が必要な場面の例

- ・ 試験期間中にオンラインで問題への回答を依頼される
- ・ 試験問題の画像が送付され、解答の送付を求められる など



受験者の不正行為による悪影響

- ・ 入学者選抜の公平性・公正性が損なわれ、周囲の受験者にも影響を与えます。
- ・ 不正行為と知りながら受験者に協力した者についても、試験実施業務を妨害したことにより、被害届が提出され刑事罰を科される可能性があります。

令和3年度の事例

共通テスト当日、受験者が試験問題を外部へ送信し解答を求める不正行為が発生

➡大学生が不正行為と知らずに解答を返信するという形で関与

➡受験者と、不正行為と知りながら協力した者は刑事罰など法的措置の対象に

※令和5年1月14・15日(本試験)、28・29日(追試験)は大学入学共通テスト、

令和5年2月1日～3月25日は各大学の学力検査の試験日です。

解答依頼のある問題は試験問題の可能性があるので、特に注意してください。

